

第3章 指定障害福祉サービス

1. 指定障害福祉サービスの必要量の見込み

指定障害福祉サービスの必要量については次のように見込みます。

指定障害福祉サービスの必要量見込み

(月間ベース)

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
訪問系				
居宅介護	45 時間分	50 時間分	55 時間分	60 時間分
重度訪問介護	0 時間分	0 時間分	0 時間分	0 時間分
行動援護	0 時間分	0 時間分	0 時間分	0 時間分
重度障害者等包括支援	0 時間分	0 時間分	0 時間分	0 時間分
日中活動系				
生活介護	22 人日分 (1 人分)	154 人日分 (7 人分)	220 人日分 (10 人分)	506 人日分 (23 人分)
自立訓練 (機能訓練)	0 人日分 (0 人分)	22 人日分 (1 人分)	44 人日分 (2 人分)	66 人日分 (3 人分)
自立訓練 (生活訓練)	0 人日分 (0 人分)	22 人日分 (1 人分)	22 人日分 (1 人分)	44 人日分 (2 人分)
就労移行支援	22 人日分 (1 人分)	22 人日分 (1 人分)	44 人日分 (2 人分)	88 人日分 (4 人分)
就労継続支援 (雇用型)	0 人日分 (0 人分)	0 人日分 (0 人分)	0 人日分 (0 人分)	44 人日分 (2 人分)
就労継続支援 (非雇用型)	66 人日分 (3 人分)	66 人日分 (3 人分)	132 人日分 (6 人分)	286 人日分 (13 人分)
療養介護	3 人 分	3 人 分	3 人 分	3 人 分
児童デイサービス	242 人日分 (11 人分)	264 人日分 (12 人分)	264 人日分 (12 人分)	264 人日分 (12 人分)
短期入所	66 人日分 (3 人分)	66 人日分 (3 人分)	66 人日分 (3 人分)	66 人日分 (3 人分)
居住系				
(旧体系利用)	30 人 分	32 人 分	16 人 分	0 人 分
共同生活援助・ 共同生活介護	8 人 分	10 人 分	11 人 分	12 人 分
施設入所支援	0 人 分	0 人 分	15 人 分	27 人 分

2. 指定障害福祉サービスの必要量確保の方策

◇指定障害福祉サービスの必要量の確保については、利用者自らが事業者を選択できるような体制を整備することを基本に、指定障害福祉サービスを行う事業者の参入促進等に努めていきます。

(1) 訪問系指定障害福祉サービス

- ◇退院可能な精神障害者や施設入所者の地域移行により、障害者が単身で生活を始める例がこれまで以上に増え、居宅介護の需要も増えることが予想されます。退院・所後の生活が円滑にできるように、必要量の確保と同時に障害特性を理解したホームヘルパーの養成等を事業所に働きかけていきます。
- ◇重度障害者等包括支援については計画期間中のニーズは発生しないと見込んでおり、また、現在のところ指定事業者もいない状況ですが、今後の需要状況等を踏まえながら、サービス事業者の参入・基盤整備等を促していきます。
- ◇そのほかのサービスについては、既存の民間事業者等によるサービス提供体制で必要量を確保できる見込みです。

□ 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅における入浴、排泄、食事の介護、調理、洗濯などを行います。

[確保の方策]

- 町内のふる里の丘訪問介護事業所、ヘルパーステーションあじさいの他、伊達市内8事業所によるサービス提供体制を確保できる見込みです。

□ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者に入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援を総合的に提供します。

[確保の方策]

- 町内のふる里の丘訪問介護事業所、ヘルパーステーションあじさいの他、伊達市内3事業所によるサービス提供体制を確保できる見込みです。

□ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者に介助や外出時の移動の支援などを提供します。

[確保の方策]

- 伊達市内1事業所（サポートハンズころころ）の他、管内4事業所によるサービス提供体制を確保できる見込みです。

□ 重度障害者包括支援

重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

[確保の方策]

○現時点では指定事業所はありませんが、今後の需要状況等を踏まえながら、サービス事業者の参入・基盤整備等を促していきます。

(2) 日中活動系指定障害福祉サービス

- ◇旧体系から障害者自立支援法に基づく新体系への福祉施設の移行進展等に伴い、生活介護等のサービス見込み量が増加していくことが見込まれることから、こうしたサービス提供事業者の参入等を促すなど、サービスの量と質の確保に努めます。
- ◇自立訓練（生活訓練）については、現在のところ指定事業者がいない状況ですが、今後の需要状況等を踏まえながら、サービス事業者の参入・基盤整備等を促していきます。
- ◇そのほかのサービスについては、既存の民間事業者等によるサービス提供体制で必要量を確保できる見込みです。

□ 生活介護

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護が必要な障害者に、日中、入浴、排泄、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

[確保の方策]

○管内3事業所（室蘭市、白老町、苫小牧市）によるサービス提供体制を確保できる見込みです。

□ 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者に、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を実施します。

[確保の方策]

○管内1事業所（白老町）によるサービス提供体制を確保できる見込みです。

□ 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある知的障害者・精神障害者に、社会的リハビリテーションやサービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を実施します。

[確保の方策]

- 現時点では指定事業所はありませんが、今後の需要状況等を踏まえながら、サービス事業者の参入・基盤整備等を促していきます。

□ 就労移行支援

一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより就労等の見込まれる障害者に対し、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を一定期間実施します。

[確保の方策]

- 室蘭市（共同作業所1箇所）によるサービス提供体制を確保できる見込みです。

□ 就労継続支援（A型＝雇成型）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない障害者や就労経験のある障害者等に、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図り、事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供するほか、一般就労に必要な知識・能力が高まった者については一般就労への移行に向けて支援します。

□ 就労継続支援（B型＝非雇成型）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない障害者や、一定年齢に達している障害者等に、事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するほか、工賃の支払い目標水準を設定し、額のアップを図り、知識・能力が高まった者については就労への移行に向けて支援します。

[確保の方策]

- 雇成型（A型）は室蘭市内1法人、非雇成型（B型）は伊達市内1事業所があるほか、管内3事業所によるサービス提供体制を確保できる見込みです。

□ 療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者に、病院等への入院による医学的管理の下、食事や入浴等の介護を提供するほか、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ、聞き取り等のコミュニケーション支援を実施します。

[確保の方策]

- 国立病院機構・八雲病院によるサービス提供体制を確保できる見込みです。

□ 児童デイサービス

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

[確保の方策]

○伊達市内2事業所（伊達市児童デイサービスセンターは伊達市・洞爺湖町・豊浦町・壮瞥町での共同利用）によるサービス提供体制を確保できる見込みです。

□ 短期入所

自宅での介護者が病気等により介護できない場合に、夜間も含めた短期間、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

[確保の方策]

○伊達市内5事業所によるサービス提供体制を確保できる見込みです。

(3) 居住系指定障害福祉サービス

- ◇福祉施設から地域生活への移行並びに居宅からグループホームやケアホームへの移行が見込まれるため、民間活力を利用したグループホームやケアホームの設置を促進します。
- ◇施設入所支援については、現在のところ指定事業者がいない状況ですが、今後の需要状況等を踏まえながら、サービス事業者の参入・基盤整備等を促していきます。
- ◇そのほかのサービスについては、既存の民間事業者等によるサービス提供体制で必要量を確保できる見込みです。

□ 共同生活援助（グループホーム）

介護の要らない軽度知的障害者、精神障害者で共同生活を営むことに支障のない障害者に、夜間、共同生活を営むべき住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。

[確保の方策]

○町内6箇所のグループホームによるサービス提供体制を確保できる見込みです。

□ 共同生活介護（ケアホーム）

介護を要する重度知的障害者、精神障害者の共同生活の場で、家事等の日常生活上の支援と食事や入浴、排せつ等の介護を併せて提供します。

[確保の方策]

○町内5箇所のケアホームによるサービス提供体制を確保できる見込みです。

□ 施設入所支援

施設入所者に、入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。

〔確保の方策〕

- 現時点では指定事業所はありませんが、今後の需要状況等を踏まえながら、サービス事業者の参入・基盤整備等を促していきます。